　　入札公告第９号

　　下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、川越町会計規則（昭和51年規則第２号）第73条の規定に基づき公告する。

　　　　令和５年５月10日

川越町長　　城田　政幸

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １. | 件名 | 統一的な基準による財務書類作成等業務委託 |
| ２. | 施行場所 | 三重県三重郡川越町大字　豊田一色　地内 |
| ３. | 施行期間 | 契約の日から令和６年３月31日まで |
| ４. | 概要 | 別紙「仕様書」のとおり |
| ５. | 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 | |
|  | （１）令和４年度において、本町と人口同規模以上の地方公共団体で、統一的な基準による財務書類作成業務を受託した実績のある者  （２）公認会計士又は税理士の資格を有し、財務書類の作成に精通している者を業務責任者として配置できる者  （３）地方公会計検定２級を有し、かつ専門の知識・能力を有する者を業務担当者として１名以上配置できる者  （４）財務書類及び固定資産台帳の有効活用を図るために必要な公会計システム（(株)システムディ社製「ＰＰＰ」Ver.5.0　統一基準対応型フルパック）を保有し利用できる環境を有する者  （５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者  （６）競争入札資格者名簿に登録されている者  （７）公告から入札までの間に、川越町から資格（指名）停止を受け、又はその期間中でない者。  （８）手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者 | |
| ６. | 質問及び回答 | |
|  | 本入札に関して質問があるときは、本町指定の質問書を作成し、下記により提  出すること。  （１）受付期間　令和５年５月10日（水）から５月16日（火）午後５時まで  （必着）  （２）提出方法　郵送又は電子メールにより川越町役場総務課へ提出すること。  なお、 電子メールにより提出する場合は、質問書を添付し、メール送信後、到着確認のため提出先に電話連絡すること。  （３）質問に対する回答  ①令和５年５月19日（金)午後１時から町ホームページにて公開する。  ②質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ  及び異議申し立ては受け付けない。 | |
| ７. | 入札方法 | |
|  | **郵便による入札**（一般書留・簡易書留のいずれかに限る） | |
| ８. | 入札参加申請方法 | |
|  | 以下の書類を令和５年５月16日（火）までに川越町役場へ到着するよう郵送すること。  （１）提出書類  　　ア　一般競争入札参加資格確認申請書（指定用紙。以下「申請書」という。）  　　イ　履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等）  　　ウ　業務責任者として配置（予定）する公認会計士又は税理士の資格を証する書類の写し  　　エ　業務担当者として配置（予定）する者が地方公会計検定２級を有することを証する書類の写し  （２）資格の確認結果通知  　　ア　入札参加資格がない者のみ、令和５年５月18日（木）に電話により連絡する。なお、参加資格があると認められた者については、連絡しない。  イ　入札参加資格がないと認められた者は、資格のない旨の連絡を受けた日から起算して２日以内に書面によりその理由について説明を求めることができる。  ウ　理由は、説明を求めることができる最終日から起算して３日以内に書面で回答する。 | |
| ９. | 入札書に記載する事項 | |
|  | （１）川越町の指定様式の入札書に、業務名、入札（開札）日を公告の記載に  従い記入の上、期日内に到着するよう郵送すること。  （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費  税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。  （３）入札書は、封筒に入れ、必ず封印し、入札（開札）日、業務名、入札者  の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を記入すること。 | |
| 10. | 入札書の郵送期間 | |
|  | 令和５年５月19日（金）から５月29日（月）必着  ※質疑回答等のお知らせ事項がある場合があります。郵送前に町ホームページをご確認ください。 | |
| 11. | 郵送先 | |
|  | 〒５１０－８５８８　三重県三重郡川越町大字豊田一色２８０  　　　　　　　　　　川越町役場総務課宛  （※別紙参照） | |
| 12. | 契約保証金 | 川越町会計規則による。 |
| 13. | 入札（開札）日時 | 令和５年５月30日（火）午後１４時４０分から |
| 14. | 開札場所 | 川越町役場　２階　大会議室 |
| 15. | 入札保証金 | 免除 |
| 16. | 最低制限価格 | なし |
| 17. | 予定価格 | 非公表 |
| 18. | 支払条件 | （１）前払金　なし  （２）部分払　なし  （３）概算払　なし  （４）その他　支払時期は、すべての業務が完了し、検査合格後、受託者から適切な支払請求を受けた日から30日以内に契約金額の全額を支払う。 |
| 19. | 入札に関する注意事項 | |
|  | （１）入札回数は、１回とする。  （２）入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札時刻前  までに入札辞退届を提出すること。  （３）予定価格より高い価格での入札は、落札外とする。 | |
| 20. | 入札の無効 | |
|  | 川越町会計規則第82条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。  （１）入札に参加する資格のない者が入札したとき。  （２）入札者が、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。  （３）入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別し難  い入札又は金額を訂正した入札をしたとき。  （４）申請書に記載された配置予定の有資格者が確保できなくなったとき。  （５）その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。 | |
| 21. | 入札の中止等 | |
|  | （１）天災その他やむを得ない事由により入札を執行できないと認められたと  きは、入札を延期し、又は中止する。  （２）入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負  担とする。 | |
| 22. | その他 |  |
|  | （１）資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。  （２）一度提出した資料の修正は一切受け付けない。また、資料の返却は行わ  ない。  （３）申請書に記載された配置予定の有資格者が確保できなくなった場合は、  速やかに入札辞退届を提出すること。 | |
| 23. | 問合せ先 | 川越町役場　総務課  〒510-8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地  電話番号　059-366-7113  ＦＡＸ 059-364-2568  Ｅ－mail k-soumu@town.kawagoe.mie.jp |